

第93回産業統計部会議事録

1 日 時 令和元年5月16日（木）16:00～17:15

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩、宮川 努

【審議協力者】

内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 間中室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官
ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは、ただ今から第93回産業統計部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、4月12日の第1回の部会に引き続き、経済産業省生産動態統計調査の変更について、審議を行います。前回の部会では、一部の検討事項を除いて、審議事項については一通り審議を終えましたので、本日は答申（案）の取りまとめに向けた審議を中心に行いたいと思います。

まずは、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 本日の配布資料については、議事次第にありますとおり、資料1は経済産業省からの追加説明資料、資料2が答申の素案となっております。また、参考資料として、参考1が前回部会の議事概要、参考2が生産動態統計に係る5品目についての今後の対応方針となっております。さらに、席上配布資料として、生産動態統計関係の5品目の検討結果について（報告）をお配りしております。

なお、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿をお配りしております。

資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。

事務局からは以上でございます。

○河井部会長 それでは、審議に先立ちまして、私から2点申し上げさせていただきます。

1点目は、本日の審議の進め方についてです。本日の部会では、最初に4月18日に開催された統計委員会において、これまでの審議状況を報告した際に委員長からコメントがありましたので、その内容を共有いたします。次に、前回の部会で宿題となりました提出期限の変更や国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応について審議した後、先ほど申し上げましたとおり、答申（案）について御審議をいただければと考えております。

2点目です。本日の審議は18時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は御退席していただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、4月18日に開催された統計委員会において、私から部会の審議状況を報告した際の委員長からのコメントについて、事務局から紹介をお願いします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 4月18日の第135回統計委員会において、前回部会の結果を部会長から報告していただきましたが、その際の西村委員長からの御意見を御紹介いたします。

「QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計のシームレス化の取組の一部として今回の議論がある。生産動態統計調査における取組については、引き続き内閣府と経済産業省が一体となって具体的な検討を速やかに進め、5月16日の第2回部会で取りまとめる予定の答申（案）に可能な限り具体的な対応方針を記載していただきたい」との御意見がございました。

○河井部会長 ありがとうございます。

本日の部会では、委員長からのコメントを踏まえて答申（案）の取りまとめを行ってまいりたいと思っております。

続いて、前回の部会で宮川委員から、調査票の提出期限について、10日のままとすることにより、早期公表が可能となるのではないか。また、46月報を先行して民間委託に移行した際も、提出期限を10日から15日に変更したのかという御質問がありました。

この点につきまして、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、資料1に基づきまして、御質問に対する回答をさせていただきます。

まず、御質問は2点ございます。都道府県経済産業局経由であった調査票の提出期限を、直送への調査系統変更によって、10日から15日、5日後ろ倒しする計画であるが、公表期日を変更しないのであれば、提出期限を10日のままとすることにより、早期の公表が可能となるのではないかという点が1点目。

2点目としまして、前回改正で、同様に46月報を先行して民間委託に変更した際も、提出期日は10日から15日に変更したのかという2点でございます。

併せて御回答申し上げますと、まず回答の部分は4点ほどございます。

1点目としまして、申請負担軽減対策という、これは、平成9年2月10日閣議決定の資料でございます。こちらでは、原則として月次調査は、あらかじめ設定した調査票回収の期限から、遅くとも60日以内に公表するとされております。本調査でも、鉱工業生産指数等の作成への活用に資するために45日程度で公表しており、早期の公表を行っている状況でございます。

また、②です。本調査の作業スケジュール自体は、下に図1にポンチ絵を記載させていただいておりますが、特に、結果精度を確保するために必要な品目ごとのサマリ審査は、全ての調査系統から調査票をある程度回収しないと、審査に着手できない工程でありまして、一部の月報の提出期限を10日に設定したとしても、当該サマリ審査は、全体をある程度回収をしない限り実施できない状況でございます。事業所別に個票審査なり、事業所ごとの合計値、いわゆるサマリ審査を個々に何度か繰り返しをして精度を高めて、増減要因等について明確化しているという状況にあります。

また、本調査の調査票の回収状況は、表1、一番下の表にありますように、特定の月をまとめてみました。提出期限を15日に設定しないと、サマリ審査に必要な調査票を回収できずに、結果精度が逆に悪化するおそれがあるとともに、実際には提出期限を過ぎて、その後、督促を順次行う必要がございます。

事業所はかなり多く存在する関係から、これ以上の提出期限の早期化は報告者負担の増大となりますので、現状としましては、変更案のとおり提出期限を15日にしたいと考えております。

表1を御覧いただきますと、提出期限の10日というのは全体の約3割といった形で、その後11日から15日で5割ぐらいが集まるという状況です。まだ10日ぐらいでありますと、サマリ審査を行っても、全体像がまだ3割しか分からない状況ということですが。

次に2ページ目です。前回の改正でも同様な形で、経済産業局経由分につきましては、10日の提出期限から15日へ変更しています。今回は、前回の改正と同様な措置を講じるものです。仮に今回変更分を10日の提出のままとしますと、同じ月報でも提出期限が異なるようになってしまうことで、民間事業者の実務も煩雑になることが懸念され、結果精度にも影響が生じかねないといった危惧がされます。

ちなみに前回変更しました影響について、下の表2にございますとおり分析してみました。前回、外注前の経済産業局経由の10日締めから、外注後の15日締めに切り替えた部分で、該当する31月報の提出率の比較表でございます。御覧いただきますと、外注前の半年間の平均と、右が外注後半年の平均で、外注前が、平均的には回収率96%。外注後の平均の提出も15日ですけれど96.03%と、ほぼ変わらずという状況で、提出数と提出率の変化はないような状況です。

簡単ですが、回答は以上です。

○河井部会長 それでは、ただ今の御説明について御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

宮川委員、いかがですか。

○宮川委員 どうもありがとうございます。

少し表2がよく分からなかったのですけれども。これは前回改定時なので、すごく単純に考えると、10日締めにしたときも提出率が96%で、15日提出に変えても96%という理解でよろしいのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○宮川委員 そうしたら、やはり10日締めにしても率が落ちないとも解釈できます。少しこの意味がよく分からない。

逆に、10日締めにしたら96%だったものが、15日締めにしたら、余計に97、98%に増えているのでより精度が高まるということであれば、10日から15日に変えることが、もっと説得的であるのですが、変わらないのであれば、前倒ししても業者の方は頑張っけてやってくれるのではないかと類推させてしまうように思うのです。少しその点が、あまり説得的ではないなと思ったのです。

○河井部会長 経済産業省、いかがでしょう。

○松室経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室参事官補佐 御意見、ありがとうございます。

この表2に関しましては、上期に記載してある4月から9月分というのは、あくまでも従来の経済産業局経由、それから直送と2系統でやったものの比率です。それから、10月から3月の下期に関しましては、一切経由機関がなくなった上で、全て15日に民間事業者が回収した分ですから、当然、多段階にわたって行政機関が関与していたのを民間外注化することによって、一律15日で取り扱った結果です。

最終的にこの結果の締めである確報時点の比率で見えております。ですから、10日締め、15日締めというのは、あくまでも調査報告者に対しての締め日であって、その後、確報の公表に向けて、調査実施者が届いていない事業所に鋭意督促を繰り返した上の結果です。

その成果としては、民間外注に移行しても、経済産業局と本省と2系統でやったものと遜色ないことが確認できたということです。確報ですから、15日に締めて、それから督促を始めて、結局翌月の大体9日とか8日ぐらいまでに締め切った分で、比較するのは、期限前も期限後も、確報に間に合ったかという観点で見えております。そういった意味では、この表は提出期日によって最終的な提出率を左右するものではないということをお伝えしたかったということです。

○宮川委員 ですから、提出期日に左右されるものでなければ、早目の方が良いでしょうと最初申し上げたわけですが。むしろ遅くなることによって、おっしゃっているのはチェックがより正確になるのであれば、やる前とやった後で、より前の改正のときに良くなっているのですということを出していただけるのだったら非常に説得的なのです。けれども、変わらないということであればあまり根拠になっていなくて、10日にしても別にそれは早くできるのではないですかということなのです。

おっしゃっていることは分かったのですが、そういうことであれば、経済産業省が努力されていることでもありますので、基本はこれで良いかと思えます。けれど、私の意見としては、全体としてそういうふうに民間委託とかオンライン調査というような形でそれぞれ努力されているのであれば、より今後は包括的に、例えばそういうことで公表期日を前

倒しできるような努力だとか、そういうものに結び付けられないかということ、この生産動態統計調査に限ってではなくて、多くの統計調査について取り決めておくことができないかといったことを、私の意見としては申し上げておきたいと思います。

それから、これはどう処理されるか分かりませんが、少し表2は説得的ではなかったかなという気はしています。

以上です。

○河井部会長 どうでしょう。

○川崎委員 私も何か今の御説明を聞いて全く同様に、あまり説得性がなかったなという感じはするのですが、しかし、現実には提出期限を設けても、提出遅れをすところをばらばらとあるわけでしょうから、そういう意味では余裕をとっておかなければいけないのかなという気はします。

そういう余裕とか提出遅れのことを考えると、逆に10日と言っておいて、15日まで本音で言えば待てるという、ちょっと吹っかけておいて、そのすき間を利用して回収率を確保するという方がひょっとしたら良いのではないかと。15日に最初からしておく、もうこの後だと10日間しか実働日がないわけですから、ほんとうにタイトになるのではないだろうかというのは、この表を見ながら逆に心配になったところが、本音で言えばあります。

そうなってくると、問題は督促をいつから始めるかとかいうことではないかと思えます。督促は、郵便だと発送から到着までどうしても時間がかかってしまうわけですが、15日から即始める感じなのですか。それとも15日より前から始めるのでしょうか。

そういう始め方によって、今の宮川委員のお話とも関係するのですが、結局は少しでも前倒しできないか。公表日自体もう公表してしまったら変えられないのですけれども、だけど、そこで確実に回収するために、少しでも提出日を遅らせた代わりに、督促は従来並みかそれ以上にやっつけていかないと、あとの実働日が短くなる分だけ厳しいのではないかと思うのです。そのあたりの対応は大丈夫かなというのをこの表を見て感じたので、そのあたりはお考えなのだろうと思うのですが、念のため教えていただけたらと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 ありがとうございます。

督促の体制自体は、変えるようには考えていないのですが、期日自体を15日にすることによって、大企業とかある程度同じような生産量を上げている企業とか、月報によって全く違う状況でございます。大企業でもいつも提出していただいているところは問題ないのですが、いつも遅くに、提出期日後に御提出いただいているようなところは、ある程度特殊性がございますので、そういった特殊性をにらんだ上で、早目の対応、いわゆる督促をするような形に変えていければと考えています。

○川崎委員 分かりました。

○河井部会長 今はそういうことはされていない。情報としては残っているわけですね。過去、遅く、なかなか提出してくれないとかいう特性は各企業あるわけですから、今でもそういうことができると思うのですけれど。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 現状としてもそういう状況はございますので、それに当たって、提出できる時期が決まっています、例えば20日ぐ

らいでないと提出できませんとか。

○河井部会長 なるほど。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 そういった企業はございますので、20日ぎりぎりまである程度待った上で、それ以降、例えば、21日に間に合うように、20日ぐらいのところで再度督促する、疑義照会を含めてですけれども、対応しているような状況でございます。

○河井部会長 10日にした場合に、早目に督促は行うことはできますか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 早目のアクションを起こすことは可能かと思えます。

○河井部会長 あと宮川委員がおっしゃいましたけれど、オンライン化等を進めることで、なかなか難しいと思うのですが、早期化に向けた努力は可能なものなのでしょうか。むしろ、やはりいくらオンライン化を進めても、生産動態統計調査だとなかなか難しいという御判断でしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 現状としましては、公表期日自体は、調査月の翌月の下旬にしております。過去からずっと早期公表を目指した形で、ぎりぎりになっている状況です。現状、本省の締日の15日から、およそ10日で公表するようなスケジュールで、毎月、土日を除いてですけれども、そういう形で組んでおります。そういった早期公表を目指した形で、ぎりぎりのところまで詰めている状況でございますので、15日の提出期日を現状維持する場合には、公表期日自体は更に早くすることはなかなか難しいかなと。

15日を更に提出期日を早めるとなると、今度は回収率の問題がございます。回収率、先ほどの表1、2にございますとおり、全体の像を描くような形での、10日ですと大体3割ぐらいしか集まりません。その後、主に15日ぐらいですと8割ぐらい集まりますので、ある意味全体像が分かる、いわゆるサマリ審査ができる状況にあるということです。そういう意味では、現状としては、早期公表と提出率の状況を鑑みた形での最短の対応をできる限りしているという状況です。

これ以上早めると、やはり報告者の負担になるということと、調査拒否にもつながってしまう部分もございますので、その辺のところは考慮した形で、現状に至っている状況です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、できれば努力をということだったのですが、もう既にかなり早期化に向けて努力をした末での現状のスケジュールリングだということで、今回の期日の変更に対して、公表日を早めるというのは、少し諦めるというか。

○宮川委員 これからほかの統計も含めてこういう形で努力をされていく中で、全体の努力目標として、統計委員会である程度早めていけるような、全体に網をかける形で目標を作っていけばよいのではないのでしょうか。

つまり、先ほど御説明があった月次調査は60日以内となっている部分、全体的にその中で従っているのです、それはそうだろうと思うのです。けれども、オンライン化だとか委託だとかという形でできる中で、報告者の負担の増加にならない範囲で、生産動態統計調査だけではなくて、全体として、なるべく公表の早期化ということがどこまでできるか、今後考えられることなのではないかと思えます。

少し意見としては言っておきたいということです。ありがとうございます。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、本件はこれでおしまいにして、次の国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応につきまして、審議をいたします。

前回の部会で、内閣府と経済産業省において、引き続き一体となって前向きに具体的な論点を整理した上で、その結果を今回の部会で報告していただき、その上で本調査における新たな品目の追加等、対応の方向性を整理することといたしました。

まずは、前回部会後の検討状況につきまして、国民経済計算体系的整備部会の部会長であります宮川委員から御報告をお願いします。

○宮川委員 それでは、席上配布資料に沿って、説明します。

4月12日に行われました第92回産業統計部会では、第15回国民経済計算体系的整備部会で取り挙げた経済産業省生産動態統計に関係する課題について、情報共有いたしました。その後、内閣府と経済産業省の御協力を得て検討を進め、結論を出しましたので、共有させていただきます。

まず概要です。参考2を御覧ください。1頁目の1、検討対象品目についてです。こちらは前回報告したところですが、第15回国民経済計算体系的整備部会において、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討を行いました。

その結果、国民経済計算の家計消費と総固定資本形成について、第一次年次推計から第二次年次推計における改定差がそれぞれ大きい上位5品目のうち、一定の基準で絞り込むと、表1のとおり「鋼船」、「電気照明器具」、「半導体製造装置」、「サービス用機器」、具体的にはパチンコ、スロットマシン。「民生用エアコンディショナ」、「建設・鉱山機械」の6品目が残りました。このうち生産動態統計の対象外である鋼船を除く5品目について、前回の産業統計部会終了後、検討を進め、これら5品目における今後の取組の方向性について、結論を出すことができました。

具体的には、2頁目の2、5品目の対応について、を御覧ください。この5品目は、対応の内容から3つの類型に分けることができます。内閣府が、第一次及び第二次年次推計の改善に向けて具体的に検討を進めることにより対応するもの、経済産業省が生産動態統計及び工業統計を改善することにより対応するもの、生産動態統計への品目追加に向けた実査可能性の検討を提案するもの。もちろん3つ目の品目追加についても、まず内閣府が推計により対応する可能性を検討・検証し、それが困難との結論が得られた場合、次の段階として経済産業省に品目追加に向けた検討をしていただくものです。

以下、それぞれについて説明いたします。

2、内閣府が第一次及び第二次年次推計の改善に向けて具体的に検討を進めることによ

り対応するもの。検討の結果、内閣府が第一次及び第二次年次推計の改善に向けて、具体的に検討を進めることにより対応することとした品目が、電気照明器具と民生用エアコンディショナの2品目です。これらの品目は、国民経済計算の基準年推計で用いている産業連関表では、生産動態統計又は生産動態統計と工業統計の組合せで推計されている一方、第一次年次推計は生産動態統計を、第二次年次推計は工業統計を基礎統計として利用しております。

このため、大まかな整理としては、第二次年次推計の基礎統計を産業連関表にそろえれば、第一次年次推計から基準改定のシームレス化が実現し、基準改定した国民経済計算までのシームレス化が実現し、第一次と第二次年次推計の乖離が縮小するほか、第二次年次推計も基準改定をした国民経済計算に近づくという意味で、精度向上が考えられます。ただ、実態としては、生産動態統計と工業統計には品目分類に相違がある中、生産動態統計、工業統計、産業連関表はそれぞれ捉える範囲が異なっており、実際にはそれほど簡単ではありません。

そこで、次のとおり内閣府において、第一次及び第二次年次推計の改善に向けて具体的に検討を進めることとし、生産動態統計に対する品目追加の要望は見送ると結論付けました。

まず、電気照明器具です。品目定義の不一致、例えばLED器具については、その取扱いを推計により補正する方法を検討いたします。なお、中期的には、生産物分類の整備を通じて、生産動態統計、工業統計、産業連関表の品目分類の整合性を高め、第一次年次推計から基準改定をした国民経済計算までのシームレス化を実現する方向性を指向します。

次に民生用エアコンディショナです。こちらは、電気照明器具に比べると検討の進み方はやや浅く、品目定義の不一致に加え、計上時点のずれなど、乖離の要因を更に解析する必要があります。そうした検証を踏まえて、補正方法を検討いたします。

これら2品目における第一次年次推計と第二次年次推計との改定差を埋めていく作業に関しては、6月に開催予定の国民経済計算体系的整備部会において、まず、どのようなスケジュールで検討を進めていくかを固めた後、その後の検討状況に関しても適切に審議していきたいと考えております。

3、経済産業省が生産動態統計及び工業統計を改善することにより対応する品目。続いて、生産動態統計と工業統計の品目定義が一致しており、むしろかい離の原因が実査上にあるのではないかと考えられる品目です。

まず、半導体製造装置です。調査の結果、かい離の原因となっているのは、対象事業所の相違が主な原因ではないかとのことでした。これを踏まえて、経済産業省において、今年度中にかい離を縮小する作業、生産動態統計と工業統計の調査対象事業所のリンケージ確認を実施する計画とのことで、今後の改善が期待されます。

次に建設・鉱山機械です。こちらに関しては、現在、経済産業省において個票ベースで回答内容を確認している最中であり、次回以降の国民経済計算体系的整備部会で結果を御報告いただくよう、お願いしております。

これら2品目に関しては、工業統計と生産動態統計の品目定義は一致しておりますので、

その変更や追加は不要と考えられます。いずれも経済産業省が実査上の課題を解決することにより、かい離が解消されることが期待されます。

4、生産動態統計への品目追加に向けた実現可能性を検討する品目。最後に生産動態統計への品目追加に向けた実査可能性の検討を提案する品目です。具体的には、サービス用機器ですが、この品目のかい離の原因は、その内訳のパチンコ、スロットマシンであることが確認されています。パチンコ、スロットマシンは工業統計の対象となっていますが、生産動態統計の対象とはなっていません。そこで、関係行政機関などにおいて、生産動向を把握していないか確認いたしました。

この結果、警察庁において、既存の台数、つまりストックに係るデータを把握していることは分かりましたが、生産額つまりフローに関するデータについての把握は確認できていません。

このため、パチンコ、スロットマシンの月次の生産動向を把握するために、生産動態統計における品目追加の検討を要望する次第です。実際に品目追加となれば、調査実施者、報告者双方の負担が増えることとなりますので、内閣府に対して、推計により対応する余地はないか、早急に検討するよう要請しております。

しかしながら、これまでのところ精度の高い推計はなかなか難しそうだと感触です。内閣府には引き続き検討いただく予定としていますが、最終的にそれが困難と判明した場合には、生産動態統計におけるパチンコ、スロットマシンの品目追加に向けて、具体的な検討をお願いしたいと考えております。

仮に月次で生産動向を把握する生産動態統計で把握できるとなれば、将来的にはQ Eでの活用も考えられます。また、パチンコ、スロットマシンは出荷額が漸減傾向にあるとはいえ、現在でも8,000億円以上のお荷額はありますし、将来的には統合型リゾート I Rの誕生により、増加に転じることも十分考えられます。

こうしたことから、国民経済計算体系的整備部会長の立場を離れて、一人の経済学者としての意見にはなりますが、パチンコ、スロットマシンの生産動向を月次で把握できることは、単にSNAの基礎資料の充実にとどまらず、経済統計の体系的な整備という観点からも非常に有意義なことではないかと考える次第です。

繰り返しとなりますが、結論としては、生産動態統計の調査対象品目にパチンコ、スロットマシンの追加に向けた実査可能性を検討していただくよう、提案いたします。具体的な記載ぶり、表現などに関しては部会の審議にお任せいたします。

私からの報告は以上でございます。

○河井部会長 ありがとうございます。

内閣府と調査実施者の経済産業省からも何か補足があれば、お願いいたします。

まずは内閣府。

○鮎澤内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画官 ありがとうございます。

内閣府といたしましては、国民経済計算体系的整備部会長の宮川委員がおっしゃったとおりでございます。

○河井部会長 ありがとうございます。

経済産業省はいかがでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 引き続き内閣府の方に警察庁の関連のデータの所在なり確認を十分行っていただき、その上で、推計対応で可能かどうか検証を行っていただき、その結果により当方への品目追加の御要望があれば打診いただきたい。要望いただいた際には、調査実施者なり報告者の負担等の部分を十分に考慮した上で、SNAの年次推計へのデータ提供のみならず、QEや当方の鉱工業生産指数の例えば採用品目の一助になるといった考え方もございますので、御協力申し上げて対応させていただければと思っております。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。何か本件につきまして、御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、前向きな回答をいただきましたので、現在、生産動態統計調査においては調査対象品目にはなっておりませんパチンコ、スロットマシンについて、まずは内閣府における検討・検証をしていただき、その結果を受けて、推計による対応が困難だと判明した場合には、本調査の調査対象品目に追加する実査可能性を検討して、可能な限り早期に結論を得るということ。

2つ目は、工業統計調査と本調査の調査結果にかい離が生じております半導体製造装置のうち、ウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械のうち建設用クレーンについて、早急にその原因を究明し、必要な改善方策を講じること。

という2点が、生産動態統計調査の課題として挙げられるかと考えます。これらの点につきましては、答申（案）の今後の課題のところで改めて整理させていただきたいと思えます。

それでは、答申（案）の取りまとめに向けた審議に入らせていただきたいと思えます。お配りしております資料2の答申素案は、前回の部会の結果を踏まえて、事務局とも相談の上、議論のたたき台として作成したものです。

本日の部会では、まず、この答申素案の概要につきまして事務局から簡潔に説明していただいた後で、個別事項ごとに部会で審議の内容を踏まえた適切な記載内容となっているか、留意すべき点や今後の課題において、修正や追記すべき事項はあるかといった観点から御審議いただければと思えます。

また、本日の審議において、皆様から出されました御意見につきましては、可能な限り答申（案）に反映させたいと思っておりますが、5月の統計委員会で答申（案）を報告する予定としておりますので、可能な限り具体的な修正案も併せて御提示いただければと思えます。

それでは、資料2に基づき、答申素案の概要につきまして、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料2の答申素案の概要について、説明いたします。

答申素案の構成につきましては、基本的にこれまでの統計委員会の答申の構成を踏襲し

ております。まず、1として本調査計画の変更。その中で(1)承認の適否、(2)理由等ということで、承認の適否とその理由等を記載しております。また、(2)理由等では、今回の本部会で審議いたしました変更事項ごとに、ア調査系統・方法の変更、イ提出先、提出期限及び提出部数の変更、ウ報告者数の変更、エ公表方法の変更について、それぞれ記載しております。

このうち、最初のア調査系統・方法の変更につきましては、2としております前回答申の今後の課題への対応状況とも密接に関係することから、今後の課題への具体的な対応状況につきましては、ア調査系統・方法の変更の方に記載することとしております。記載量が多いこともありまして、具体的には別紙として最後に表にまとめて添付する形にさせていただいております。このため、2のところは適否と意見のみを記載しております。

3として、国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応について、としております。ここは、これまで答申ではあまり設けていない他の部会の審議を受けての記載となっております。国民経済計算体系的整備部会におきまして、国民経済計算の精度向上・充実に向けた取組の中で、本調査について対応が必要な部分を本部会でも先ほど審議いたしましたので、それを記載するという形になるかと思えます。

最後に4として、今後の課題ということで記載しております。

なお、この答申素案につきましては、前回審議の結果を基に作成しておりますので、本日の審議部分についてはP(ペンディング)としております。

答申素案の概要の説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、答申(案)につきまして、審議したいと思います。

資料2の答申素案を御覧いただきながら進めさせていただきたいと思います。

まず1の1頁目の(1)です。承認の適否につきましては、これは結論ですので、全ての事項の審議を終了した後に確認させていただきたいと思っております。

次の2の理由等のアです。調査の系統・方法の変更について、まず審議させていただきます。こちらにつきましては、1頁目の中ほどに「これについては」と記載されておりますが、前回の答申で指摘された取組を適切に実施し、平成29年9月の調査以降、民間事業者を活用しても回収率の低下等の影響は特段生じていないこと、今回の変更においてもこれまでと同様の措置を講じ、結果精度の確保に努めることとしておりますので、おおむね適当と評価してはどうかと考えております。

その上で、1ページ目の下にありますとおり、経済産業省は、これまで都道府県において蓄積してきた調査対象事業所の特性等のノウハウの提供を受け、これを基に民間事業者に対し、適切な指導・作成プロセスの管理を行うこと、都道府県における本調査の結果の利用や動向分析等に支障が生じないように、適切に情報提供等の支援を行うことの2点を調査実施の留意点として指摘してはどうかと考えております。

更に2ページ目、一番上の「また」以降ですが、今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、分析結果を統計委員会にも事後的に報告する必要があることを今後の課題として指摘してはどうかと考えており

ます。

今後の課題につきましては、後ほど改めて整理したいと思います。これらにつきまして、御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

○河井部会長 よろしいでしょうか。

それでは、アのところにつきましては、答申素案のとおりとさせていただくことで部会の結論が得られたという形で整理させていただきます。

次に、イの提出先及び提出期限及び提出部数の変更にです。こちらにつきましては、先ほど経済産業省の追加説明等の審議状況も踏まえて、既に民間事業者の活用をしている月報と提出先等を統一することにより、調査の効率的な実施と報告者負担の軽減を図るものであることから、適当と評価して整理してはどうかと考えております。

ただ、先ほど宮川委員からも御指摘いただきました、発表時期の早期化に向けて不断の努力をするということについては統計委員会に報告する際に言及させていただければと思っております。

○宮川委員 お任せします。

1点だけ。少し気になったのは、議論しなかったのですが、提出部数を2部から1部にするというのは、経済産業省に送るものと都道府県知事に送るもの、それぞれ1部ずつだったものが、経済産業大臣に送るもの1部になるということですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 そうです。

○宮川委員 最近少し気になっているのですが、1部というのは、紙媒体なのか電子媒体なのか。つまり、このような質問をするのは、毎月勤労統計で調査票データが保存されていなかったため、統計委員会として苦勞しているわけです。そこでは、以前2部で提出先だった東京都に聞けば、それがあっていないかというような検討もされていたわけです。

もちろんそういう失敗がないことが前提なのですが、どうしてもこのように2部が1部ということになると、少し不安な気がします。例えば、電子媒体での情報は別にきちんと保存されているのだとか、そういうことがきちんと確認できていれば、それで結構だと思うのです。その点はどうなっているかについて、追加で恐縮ですが、説明してください。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 ありがとうございます。

現状、電子調査票でオンライン提出いただく際には、当月分をエントリーしていただくだけではなく、その調査票に前月分の提出内容も示すことにより、桁ズレといった記入誤りといったことがないようにしています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それは1部を提出するということですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○宮川委員 その電子ファイルは、ずっと保存されていて、紙媒体の調査票データについても別途の基準で保存されている、そういう意味ですか。この1部というのは、紙媒体なのか、電子ファイルなのかということが、だんだんと曖昧になってきている気がします。すいません、それは別に経済産業省の問題ではなくて、毎月勤労統計でそういう事態があ

ったので、この辺をきっちり確認しておかないと、また大変なのかなということで、確認している次第です。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 基本的に、提出先に、当方であれば、本省直送という形で、当方に紙媒体として御提出いただくのが1部という状況でございます。例えば、電子調査票自体も、当然ながら当月分としてワンファイルでいただくと。

○宮川委員 この調査は、ほとんど全部委託による郵送とオンラインになるわけですよね。民間事業者に委託されるわけですから、そこから電子ファイルか何かでもらうとか、そういうことではないのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 違います。

○宮川委員 違うのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 あくまでも客体から、全省一律の政府統計共同利用システムを用いまして、一旦総務省のデータベースに送信されて、そこから各省データ自体をある一定の期間ごとに、例えば1日2回とか、ダウンロードして持ってくる形になっております。提出されるもの自体は、そのもの、ファイルならファイル、ワンファイルになります。

○川崎委員 よろしいですか。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 今、私は前回の経済産業省からの報告、説明資料を見ていて、その中の6頁目のところに、調査票等、集計票を出力した電磁記録は永年保存と記載してあって、まずこれが担保されているから、基本的には大丈夫なのだろうと思うのです。今の宮川委員の御懸念は、その上で、記入済み調査票及び報告義務者の提出の電磁記録は1年ということで、これはいわばワークの情報みたいなものだろうと思うのです。提出された紙ですから。

ということなので、これを2部にしたから保存状態が良くなるということでもなかろうと思います。むしろ大事なことは、今の前段の方の調査票とか集計票を記録した電磁記録の永年保存をきちんとやっておくということだと思います。

○宮川委員 そういうことであれば、問題ないと思っております。結構です。ありがとうございます。

○河井部会長 では、今、確認されたということでオーケーと。

○宮川委員 はい、それで結構です。

○河井部会長 分かりました。

ほかに何かございますか。

○西郷委員 さっき聞きそびれてしまったのですが、先ほどの資料1の表2の見方についてです。少し議論があったように、前回、たしか私が提出期限を15日に後ろの方に合わせると、そのことが結局確報の発表や何かに悪影響が及ぶということがないのですかという質問をして、それに答えていただくために、この資料を用意していただいたのかと思います。ですから、15日にしても、きちんと遅滞なく公表できますという回答なのかなというふうに思いました。

もし宮川委員の御質問に対する回答をするということであれば、むしろ同じ資料の表1の方で、これは今15日締めでやっている場合の提出状況でしょうが、これと10日締めでやった場合の提出の状況というのを両方並べて、どっちがどうかというふうに比較をすれば、多分、宮川先生の御疑念への回答はできたのかなと思えました。すいません。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、この提出先、期日及び提出部数の変更につきましては、答申素案どおりとさせていただきますと思います。

それでは、次のウ報告者数の変更に移らせていただきます。本申請では、報告者数を約1万7,000事業所から1万4,000事業所に変更する計画となっております。これにつきましては、経済の実態を反映して調査計画の適正化を図るものであり、おおむね適当と評価してはどうかと考えております。

その上で、調査計画上、報告者において母集団情報や報告者数を記載することが求められているものの、いつの時点の母集団情報に基づいて報告者数が算出されているのかが明記されていない状況にあるとの部会での指摘を踏まえて、本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や、報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、統計委員会の点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、検討する必要があることを指摘してはどうかと考えております。

また、工業統計調査と経済構造実態調査の包摂に向けた検討の結果、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性もあるため、将来的な名簿の整備方法について、経済統計の見直しの状況を踏まえて検討する必要があることについて、今後の課題として指摘してはどうかと考えております。

これら今後の課題につきまして、後ほども改めて整理したいと思っておりますが、これらにつきまして御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○川崎委員 今、整理していただいたことで大体良いと思うのですが、1点だけ、私は今でも少し引かかるのは、今回、1万4,000に報告者数を変更すること自体はもちろん結構なのですが、この後、この承認が何年間有効かという問題があるわけですね。

先々、例えば、事業所が自然減とか自然増とかいうことが起こったときに、この数字を直さなかったから不適正な手続だということになっても困るわけです。そうすると、例えばこの答申の中に、母集団の自然増減は当然反映するとしてというような文言を何か盛り込むとかいうことって、まずいでしょか。

そうしておく、多少の変更があっても、承認の時点では1万4,000ということですからけれども、あと変更があっても母集団フレームの情報そのものを変えない限りにおいては、その自然増が手続的にはもう反映されているというふうにみなせる。何かそういうことを織り込んでおいた方が、後々安心なのではないかということで提案なのですが、いかがでしょうか。

○河井部会長 澤村統計審査官、どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。すみません。

ただ今の御指摘については、点検検証部会においてまさに今、整理中となっておりますので、あまり点検検証部会の議論を制限するようなことをこの答申（案）に書き過ぎても、かえってよろしくないのではないかと思います。

○河井部会長 皆さん、メンバーなので。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 皆さんメンバーなので、かえってその辺がやりにくいところではあるのですが、この部会で先にそれを決めてしまうことにより、ほかの統計にも影響を及ぼしますので、そこはあえて点検検証部会における議論を踏まえつつという整理が適当ではないかと考えているところです。

○河井部会長 では、そちらの件につきましては、点検検証部会の方で少し文言を考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。それで構いませんか。

ほかに、もし何かありましたら。

よろしいですか。

○西郷委員 生産動態統計調査における統一基準について出てくるのは、ここだけということになりますかね。

少し気になっているのは、今回、通常、一次統計の議論をするときというのは、こういう基準がある場合には、その基準を念頭に置いて品目の選定や何かをするわけですが、今回は、それとは少し別の基準が入ってきて、それで、先ほどパチンコ、スロットマシンなどについては品目を追加するよというような議論をしているわけですね。

ですから、通常の状態であれば、この統一基準に従って品目の追加や、品目の改廃が行われるのですが、それとは少し違った視点が入っている。だから、これを上書きすると言うと、少し言い過ぎかもしれませんが、QEの推定に必要なだから、他の統計との関係を念頭に置いて、これの基準に加えて、こういう視点で品目の選定を行うのだと、何かそういうことが答申の中にも記載されていた方が良いのではないかなという気がします。議事録を見れば、そういう議論があったということは分かるわけですが。

言外に言えば、統一基準を上書きするような形で品目の改廃を行うのだから、その理由というのはよほど強いものでないとだめだぞということも、答申の中で確認できるようにしておいた方が良いのではないかなと思ったのです。ここではなくて、多分、3ページ目の国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応とか、その辺のところになるのかなとは思うのですが。

○河井部会長 そうですね。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 生産動態統計調査の選定基準のお話だったかと理解しておりますが、パチンコ、スロットマシンについては、工業統計調査でも8,000億円ぐらい出荷額があるということです。調査の実査の可能性とかが、基準の中に書き込まれていたかとは思いますが、数量的には一応基準の中でも読めるぐらい大きいものではなかったかと、理解はしているのですが。もし、経済産業省の方で追加があれば。

○宮川委員 そういう議論はしましたね、確かに。

○河井部会長 経済産業省に発言を求めた方が良いですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 選定基準の見直しには結び付かないという理解を事務局はしているのですが、それでよいでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 当方、内部的に設けておる統一基準の中では、まず、年間の出荷額自体が1,000億円以上という形で、額的な部分は十分満たしている状況にあるところです。あと、その品目の成長性とか、月々調査できるような状況にふさわしいものかどうか。その辺の品目の特性みたいなものもある意味考慮した上で、全体の金額と勘案しつつ、採用品目に登用している状況です。

○西郷委員 そうすると、私、先ほど上書きというような言葉を使いましたが、どちらが強いとかいうのではなくてというふうに整理できるのであれば、特に先ほどの私の主張は、それを貫くという立場ではないので。承知いたしました。

○河井部会長 ありがとうございます。

もしほかになれば、先ほどの御指摘ですね。点検検証部会の審議状況を踏まえてというように一文は追加するということですので、答申素案のとおりという形で部会の結論を得られたと整理させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、今度はエの公表方法の変更に移らせていただきます。これは3頁です。

こちらにつきましては、印刷物の配布先が極めて限定されているという現状から、利用者への影響は小さいこと。あとは、業務の効率化に資することから、適当と評価したいと考えております。

こちらにつきましては、いかがでしょうか。印刷物による公表を中止するという計画ですね。よろしいですか。

それでは、こちらについても答申素案のとおりとさせていただくことで結論が得られたと整理させていただきます。

次は、2の統計委員会諮問第98号の答申における今後の課題への対応状況についての審議を行います。

前回の答申時には、経済産業省が予定している民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の見点からも十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて、委託業務内容の改善に活用することと、民間委託の活用に関して指摘しておりました。

これらについては、先ほど調査方法の変更における整理をしましたとおり、特段の支障は生じていないという状況が確認できたことから、おおむね適当であると評価した上で、今回の変更による調査結果への影響分析の実施等について指摘したいと考えております。そのような形で整理してもよろしいでしょうか。

では、部会としてそのように結論が得られたという形で整理させていただきます。

次は3番目、国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応についてです。こちらは、3ページ一番下から4ページの上にあります。こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、今後の課題のところで改めて整理したいと考えております。

ということで、4の今後の課題に移らせていただきます。

(1)の民間事業者の全面的な活用による影響分析等については、今回の変更による調査結果への影響分析を行って、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、統計委員会にも事後的に報告することと整理したいと考えております。

これにつきまして、何か御意見がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。いかがですか。

こちらは、よろしいですかね。そのまま答申(案)については、素案のとおりとさせていただくことで御了承が得られたとさせていただければと思います。

次の(2)の将来的な母集団名簿の整備について、御審議をお願いいたします。

将来的な母集団整備につきましては、本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、本委員会点検検証部会における審議状況を踏まえつつ検討すること、また、本調査の精度を確保するという観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえて検討することと整理したいと考えております。

これらにつきまして、御意見がありましたら、よろしくをお願いいたします。こういう形でまとめさせていただいて、よろしいでしょうか。

もし御意見がなければ、答申(案)について、素案のとおりとさせていただくことといたしたいと思います。

次、3番目ですね。今後の課題。何も記載していないところですね。

こちらはまだ何も記載されていませんが、本日議論をしましたので、そちらを反映させて提案させていただきたいのですが、前記3のとおり、サービス用機器のうち、本調査の対象とはなっていないパチンコ、スロットマシンについて、内閣府における検討・検証の結果、推計による対応が困難と判明した場合、本調査の調査対象品目に追加する実査可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得ること。また、工業統計調査と本調査の定義が同一となっているにもかかわらず、両調査の結果にかい離が生じている半導体製造装置のウェーハプロセス用の処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについて早急に原因を究明し、必要な改善方策を講じることと整理したいと考えております。

こちらにつきまして御意見がありましたら、よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。先ほど議論したとおりになります。

○川崎委員 これは、もちろん今の内容で結構なのですが、そうすると、3頁目の下の3の国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応と記載してあるところから、ごっそりここの(3)に移すというイメージでしょうか。それとも何かこのPの部分だけを深掘りして、ここの(3)に記載するというイメージでしょうか。多分この感じだと、ごっそりとしちゃった方がすっきりするのかなと思うのですが、乱暴でしょうか。いずれにしても結論部分だけが今後の課題の方に入って、説明部分は3ページ目から続いて、これ、結論が書けないままに、結論だけは切り離して4ページの方に置くというのも、何か

4のところに置くのも少しバランスが悪いかなという気が。

○河井部会長 これはやっぱり記載した方がいいですか。

○川崎委員 こだわるわけではないのですが、うまく見える格好にした方が、つながって読めるようにした方が良いかなと思います。

○河井部会長 そうですね。では、今の御指摘を受けて、3のところで、表4の下のところに先ほどの議論を書き込むという形にしてはどうかと思うのですが。具体的には、こちらで用意しているものは、表4の下のPのところに、これについては国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進を図る観点から、国民経済計算体系的整備部会を中心とした内閣府及び経済産業省における検討・調整の結果を踏まえ、以下の取組を推進し、その結果を本委員会に報告する必要があるということを指摘する。

1つ目は、経済産業省は、サービス用機器のうち、工業統計の対象となっている一方で、本調査の対象とはなっていないパチンコ、スロットマシンについて、内閣府における検討・検証の結果、推計による対応が困難と判明した場合、本調査の調査対象品目の追加に向けた実査可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得ること。

2つ目として、経済産業省は、工業統計調査と本調査の定義が同一となっているにもかかわらず、両調査結果に乖離が生じている半導体製造装置のウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについて、早急にその原因を究明し、必要な改善方策を講じることということを、追記してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

4の課題でも、2つ記載することになりますが、大事なことなので両方に書き加えるという形にしたいと思います。

ほかに何かございますか。

では、私、先ほど口頭で申し上げたのですけれど、こちら、文章にしたものを改めて皆様にお送りして、確認していただくという形をとりたいと思います。以上で、最後まで行きましたので、最初のところに戻りまして、1ページ目ですね。承認の適否というところに移らせていただきたいと思います。

これまでの審議の結果を踏まえて、本調査の変更を承認して差し支えないというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。御意見はございますか。

もしなければ、答申（案）の素案のとおりとさせていただくことで御了承が得られたと整理させていただきたいと思います。

以上で答申（案）の審議は一通り終了いたしました。どうも御協力ありがとうございます。

最後に、答申（案）の素案全体につきまして、部会として了承してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○河井部会長 ありがとうございます。

答申（案）の表現ぶり、あるいは口頭で申し上げたこと等は部会長の私に御一任いただいて、後で最終的な文案を送らせていただき、皆様から得られた修正意見を反映した上で、

5月の統計委員会において答申（案）として報告させていただきたいと思っております。後ほどお送りする最終的な答申（案）につきましても、メールで皆様にお送りさせていただければと思います。

以上をもちまして、経済産業省生産動態統計調査の変更の審議は終了となります。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 ただ今、部会長から御説明がありましておおり、答申（案）の修正や字句整理については、部会長と速やかに整理した上で皆様に御報告いたします。

なお、答申（案）につきましては、既に先ほど部会として決議をいただきましたため、書面決議等はありませんので申し添えます。

また、本日の部会の結果概要につきましても、まとめ次第、皆様に御確認をお願いいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○河井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様どうもお忙しい中、審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。どうもありがとうございました。

以 上